

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年 7 月30日
【発行者の名称】	株式会社アーバンライク (URBAN Like INC.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 悟
【本店の所在の場所】	熊本県荒尾市万田1597番地 2 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	—
【事務連絡者氏名】	—
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区大名 2 丁目6-50
【電話番号】	092-791-4446
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼管理部長 加藤 博司
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 番 2 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アーバンライク https://www.urban-like.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

経営指標等

回次	第16期中間	第17期中間	第18期中間	第16期	第17期
会計期間	自2022年11月 1 日 至2023年 4 月30日	自2023年11月 1 日 至2024年 4 月30日	自2024年11月 1 日 至2025年 4 月30日	自2022年11月 1 日 至2023年10月31日	自2023年11月 1 日 至2024年10月31日
売上高 (千円)	2, 009, 845	2, 485, 812	2, 426, 604	4, 652, 221	6, 141, 746
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△30, 052	△37, 648	72, 168	15, 324	165, 771
中間 (当期) 純利益又は中間純損失 (△) (千円)	△21, 044	66, 504	43, 407	4, 043	131, 223
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	104, 545	104, 545	90, 000	104, 545	90, 000
発行済株式総数 (株)	216, 500	216, 500	216, 500	216, 500	216, 500
純資産額 (千円)	548, 235	639, 828	747, 954	573, 323	704, 547
総資産額 (千円)	2, 843, 996	3, 881, 598	3, 254, 307	3, 561, 860	3, 434, 118
1 株当たり純資産額 (円)	2, 532. 26	2, 955. 33	3, 454. 76	2, 648. 15	3, 254. 26
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり中間 (当期) 純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△) (円)	△97. 2	307. 18	200. 50	18. 68	606. 12
潜在株式調整後 1 株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	—	295. 33	192. 76	17. 64	582. 72
自己資本比率 (%)	19. 3	16. 5	23. 0	16. 1	20. 5
自己資本利益率 (%)	△3. 8	11. 0	6. 0	0. 7	20. 5
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△351, 923	△847, 843	△108, 150	△948, 177	391, 963
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△19, 683	△26, 167	△1, 343	14, 016	3, 787
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	410, 137	627, 425	△105, 640	964, 421	△110, 884
現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高 (千円)	393, 392	138, 536	454, 853	385, 121	669, 987
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	89 〔14〕	97 〔13〕	69 〔10〕	89 〔16〕	97 〔15〕

- (注) 1. 当社は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第16期中間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失のため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額および配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2 【事業の内容】

前事業年度の発行者情報を公表した2025年1月31日以降、当中間会計期間の末日までにおいて、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) 株式会社L Aホールディングス	東京都港区	1,505,755	新築不動産販売事業、 再生不動産販売事業、 不動産賃貸事業等	(15.0)	役員の兼任

(注) 同社は、有価証券報告書を提出しております。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

(2025年4月30日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
69 [10]	36.3	4.7	4,942

セグメントの名称	従業員数(名)
住宅事業	50 [6]
不動産事業	2 [—]
福祉関連施設事業	3 [1]
その他	— [—]
全社(共通)	14 [3]
合計	69 [10]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部等の人員数であります。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が28名減少しております。これは主に営業所の閉鎖と統合したことによるものです。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、個人消費やインバウンド需要が回復、企業収益も改善するなど、緩やかな景気回復の傾向が継続いたしました。一方で、長期化する地政学リスクに加え、各国の貿易政策による世界経済への減速懸念などから、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の主要事業が属する住宅業界におきましては、国土交通省公表の九州エリアにおける新設住宅着工戸数（持家）の前年同月比の増減が、2024年11月は19.2%増、同年12月は5.3%減、2025年1月は13.2%減、同年2月は5.5%増、同年3月は35.6%増、同年4月は16.6%減、6か月合計で4.3%増となり、ここ数年、下がり続けていた住宅取得のニーズはいったん下げ止まり、ほぼ横ばいの状況となっております。

このような環境の中、当社は、注文住宅においては、提案力の向上や生産性を上げるための施策を行い受注を堅持することに注力し、引き続き建売住宅の販売強化に取り組みました。障がい者グループホーム施設の販売にも引き続き注力して、新たな事業分野での売上拡大に努めてまいりました。また、webによる集客を強化するためのホームページの改修や、SNSによる集客の強化にも引き続き取り組みました。

これらの結果、売上高は2,426,604千円（前年同期比2.4%減）、営業利益は86,259千円（前年同期は営業損失27,354千円）、経常利益は72,168千円（前年同期は経常損失37,648千円）、中間純利益は43,407千円（前年同期比34.7%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

①住宅事業

住宅事業におきましては、注文住宅は、営業・設計・施工管理の各担当者のスキルアップを図るための研修などを多数実施し、提案力や生産性の向上に注力したことにより、前年同期を上回る売上高となりました。建売住宅は、市場全体としても需要が堅調であり、販売強化に注力したことにより、前年同期を上回る売上高となりました。この結果、住宅事業の売上高は1,785,406千円（前年同期比10.9%増）、セグメント利益は155,657千円（前年同期比590.9%増）となりました。

②不動産事業

不動産事業におきましては、宅地分譲、不動産売買の仲介を行いました。リゾート物件の販売が計画から大幅に遅れました。この結果、不動産事業の売上高は89,670千円（前年同期比59.0%減）、セグメント損失は618千円（前年同期はセグメント利益36,664千円）となりました。

③福祉関連施設事業

福祉関連施設事業におきましては、障がい者グループホーム施設の建築、販売に向けて、投資物件サイトへの掲載などを通じて投資家様への販売促進活動に注力しましたが、計画を下回る物件数の販売となりました。一方、利益面では、売上総利益の向上、販売費及び一般管理費の抑制に注力しました。この結果、福祉関連施設事業の売上高は551,120千円（前年同期比14.7%減）、セグメント利益は81,803千円（前年同期比25.0%増）となりました。

④その他

その他におきましては、売上高は406千円（前年同期比96.5%減）、セグメント利益は381千円（前年同期はセグメント損失8,494千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は454,853千円（前事業年度末比215,133千円減）となりました。

各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は108,150千円(前中間会計期間は847,843千円の使用)となりました。これは主に、税引前中間純利益69,982千円がありましたが、法人税等の支払額111,636千円、仕入債務の減少額42,665千円、売上債権の増加額35,440千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は1,343千円(前中間会計期間は26,167千円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入2,744千円、貸付金の回収による収入955千円がありましたが、貸付による支出3,000千円、その他の支出2,100千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は105,640千円(前中間会計期間は627,425千円の獲得)となりました。これは主に、長期借入れによる収入121,700千円がありましたが、短期借入金の純増減額の減少124,350千円、長期借入金の返済による支出102,990千円があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社が営む事業では生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2)受注実績

当中間会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
住宅事業	1,601,806	202.8	1,430,192	74.3
合計	1,601,806	202.8	1,430,192	74.3

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 不動産事業および福祉関連施設事業は受注活動を行っていないため記載しておりません。

(3)販売実績

当中間会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
住宅事業	1,785,406	110.9
不動産事業	89,670	41.0
福祉関連施設事業	551,120	85.3
その他	406	3.5
合計	2,426,604	97.6

(注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。

2. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、対処すべき課題について、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場時の前提となる契約に関し、以下に説明いたします。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められています。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められています。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - （b） 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

（資本業務提携契約）

契約先	契約年月日	契約期間	契約内容
株式会社L Aホールディングス	2023年12月18日	締結日から1年間。ただし、期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれからも更新しない旨の申し入れがなされない限り、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。	不動産企画開発事業の推進、九州地区における幅広い福祉関連施設事業の展開・推進等を協働で積極的に手掛けていく資本業務提携

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間会計期間末における流動資産の残高は、2,966,246千円（前事業年度末は、3,131,319千円）となり、165,072千円減少しました。これは主に、現金及び預金が213,633千円、販売用不動産が41,413千円、未成工事支出金が18,351千円減少した一方で、仕掛販売用不動産が72,164千円、完成工事未収入金が35,440千円増加したことによるものであります。

（固定資産）

当中間会計期間末における固定資産の残高は、288,061千円（前事業年度末は、302,799千円）となり、14,738千円減少しました。これは主に、無形固定資産が8,632千円、有形固定資産が7,002千円減少したことによるものであります。

（流動負債）

当中間会計期間末における流動負債の残高は、1,735,596千円（前事業年度末は、1,970,078千円）となり、234,482千円減少しました。これは主に、短期借入金が124,350千円、未払法人税等が85,061千円、工事未払金が42,665千円減少した一方で、未成工事受入金が27,357千円増加したことによるものであります。

（固定負債）

当中間会計期間末における固定負債の残高は、770,755千円（前事業年度末は、759,492千円）となり、11,263千円増加しました。これは主に、長期借入金が11,536千円増加したことによるものであります。

（純資産）

当中間会計期間末における純資産の残高は、747,954千円（前事業年度末は、704,547千円）となり、43,407千円増加しました。これは主に、中間純利益の計上により利益剰余金が43,407千円増加したことによるものであります。

（３）経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（１）業績」に記載のとおりであります。

（４）キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

(3) 重要な設備計画の完了

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年4月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年7月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	583,500	216,500	216,500	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	800,000	583,500	216,500	216,500	—	—

(注) 未発行株式数には、新株予約権の行使により発行される予定の普通株式10,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権 (2021年1月29日 株主総会決議)

区分	中間会計期間末現在 (2025年4月30日)	公表日の前月末現在 (2025年6月30日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000 (注) 1 (注) 5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500 (注) 2 (注) 5	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年1月30日 至 2031年1月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750 (注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、1株とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

① 普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 時価を下回る価額で、普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

③ 上記の①及び②のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき取締役会が認めた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

④ 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記（注）2で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得条項

i. 新株予約権が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii. 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

（ア）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（イ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（ウ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii. 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権行使条件の定めにより新株予約権を行使することができなくなった場合、その他理由の如何を問わず権利行使をすることができなくなった場合、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

5. 2021年3月12日の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（3）【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

（4）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（5）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年4月30日	—	216,500	—	90,000	—	94,545

(6) 【大株主の状況】

2025年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
合同会社 J o b s	福岡県大牟田市岩本新町2丁目3-9	90,000	41.57
吉野 悟	福岡県大牟田市	32,500	15.01
株式会社 L Aホールディングス	東京都港区海岸1丁目9-18	32,500	15.01
竹下 隆司	熊本県荒尾市	20,000	9.24
山瀬 倫生	熊本県玉名市	9,600	4.43
川田 悟	千葉県松戸市	9,600	4.43
肥銀地域企業応援投資事業 有限責任組合	熊本市中央区下通1丁目9-9	8,700	4.02
株式会社TVQ 九州放送ネクスト	福岡市博多区住吉2丁目3-1	2,600	1.20
株式会社池田企画事務所	東京都港区南麻布3丁目5-27	2,000	0.92
株式会社カワムラ	福岡市東区馬出3丁目8-1	1,000	0.46
フォルトゥナ株式会社	福岡市博多区祇園町1-40	1,000	0.46
計	—	209,500	96.77

(注) 合同会社 J o b s は、当社代表取締役社長吉野 悟が代表社員を務める資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 216,500	2,165	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	216,500	—	—
総株主の議決権	—	2,165	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

最近 6 月間の月別最高・最低株価

月別	2024年11月	2024年12月	2025年 1 月	2025年 2 月	2025年 3 月	2025年 4 月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報の公表日までにおける役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 管理本部長兼管理部長	取締役 管理本部長	加藤 博司	2025年 5 月 1 日

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人やまぶきによる中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1. 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	669,987	456,353
完成工事未収入金	140,855	176,296
販売用不動産	※1 2,054,893	※1 2,013,480
未成工事支出金	25,480	7,129
仕掛販売用不動産	136,430	208,594
原材料及び貯蔵品	5,601	3,110
その他	98,069	101,281
流動資産合計	3,131,319	2,966,246
固定資産		
有形固定資産		
建物	208,834	204,878
減価償却累計額	△72,891	△74,171
建物（純額）	※1 135,942	※1 130,707
その他	※1 82,931	※1 77,466
減価償却累計額	△21,587	△17,890
その他（純額）	61,344	59,576
有形固定資産合計	197,286	190,284
無形固定資産	30,516	21,884
投資その他の資産	74,996	75,892
固定資産合計	302,799	288,061
資産合計	3,434,118	3,254,307

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	327,790	285,125
短期借入金	※1 1,160,050	※1 1,035,700
1年内返済予定の長期借入金	※1 165,938	※1 173,112
未払法人税等	111,605	26,543
未成工事受入金	59,126	86,484
賞与引当金	13,255	18,237
完成工事補償引当金	2,322	4,414
その他	※2 129,991	※2 105,980
流動負債合計	1,970,078	1,735,596
固定負債		
社債	200,000	200,000
長期借入金	※1 528,530	※1 540,066
資産除去債務	15,462	15,489
その他	15,500	15,200
固定負債合計	759,492	770,755
負債合計	2,729,571	2,506,352
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
資本剰余金		
資本準備金	94,545	94,545
その他資本剰余金	14,545	14,545
資本剰余金合計	109,090	109,090
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	2,190	1,967
繰越利益剰余金	503,266	546,896
利益剰余金合計	505,457	548,864
株主資本合計	704,547	747,954
純資産合計	704,547	747,954
負債純資産合計	3,434,118	3,254,307

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
売上高	2,485,812	2,426,604
売上原価	2,091,995	2,007,725
売上総利益	393,817	418,878
販売費及び一般管理費	421,172	332,619
営業利益又は営業損失(△)	△27,354	86,259
営業外収益		
受取利息	1	205
助成金収入	6,456	—
受取賠償金	—	8,864
その他	1,218	2,113
営業外収益合計	7,677	11,182
営業外費用		
支払利息	16,103	15,472
社債利息	294	292
損害賠償金	—	6,785
その他	1,572	2,723
営業外費用合計	17,971	25,273
経常利益又は経常損失(△)	△37,648	72,168
特別利益		
固定資産売却益	—	2,050
違約金収入	145,000	—
特別利益合計	145,000	2,050
特別損失		
固定資産除却損	7,962	249
減損損失	—	3,986
特別損失合計	7,962	4,236
税引前中間純利益	99,388	69,982
法人税等	※1 32,883	※1 26,575
中間純利益	66,504	43,407

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	104,545	94,545	94,545	374,233	374,233	573,323	573,323
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	-	66,504	66,504	66,504	66,504
当中間期変動額合計	-	-	-	66,504	66,504	66,504	66,504
当中間期末残高	104,545	94,545	94,545	440,738	440,738	639,828	639,828

当中間会計期間(自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	90,000	94,545	14,545	109,090	2,190	503,266	505,457	704,547	704,547
当中間期変動額									
中間純利益						43,407	43,407	43,407	43,407
固定資産圧縮積立金の取崩					△222	222	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	－	△222	43,630	43,407	43,407	43,407
当中間期末残高	90,000	94,545	14,545	109,090	1,967	546,896	548,864	747,954	747,954

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年11月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	99,388	69,982
減価償却費	15,082	10,986
減損損失	—	3,986
賞与引当金の増減額(△は減少)	△3,831	4,981
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	△2,716	2,092
受取利息及び受取配当金	△1	△205
支払利息及び社債利息	16,398	15,764
固定資産売却益(△は益)	—	△2,050
固定資産除却損	7,962	249
売上債権の増減額(△は増加)	△28,766	△35,440
棚卸資産の増減額(△は増加)	△628,264	△9,603
仕入債務の増減額(△は減少)	△156,036	△42,665
未成工事受入金の増減額(△は減少)	△153,582	27,357
その他	14,390	△28,872
小計	△819,975	16,563
利息及び配当金の受取額	1	205
利息の支払額	△20,155	△13,283
法人税等の支払額	△7,713	△111,636
営業活動によるキャッシュ・フロー	△847,843	△108,150
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△23,397	△555
有形固定資産の売却による収入	—	2,744
無形固定資産の取得による支出	△3,966	—
貸付けによる支出	△3,000	△3,000
貸付金の回収による収入	—	955
敷金及び保証金の差入れによる支出	△19	△12
敷金及び保証金の回収による収入	4,914	624
その他	△700	△2,100
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,167	△1,343
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	494,350	△124,350
長期借入れによる収入	241,400	121,700
長期借入金の返済による支出	△107,692	△102,990
その他	△632	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	627,425	△105,640
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△246,584	△215,133
現金及び現金同等物の期首残高	385,121	669,987
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 138,536	※ 454,853

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

販売用不動産、未成工事支出金、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～38年
構築物	10年～20年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（2）完成工事補償引当金

建築物の瑕疵による損失及び補償サービス費用を補填するため、過去の完成工事に係る補償費等の実績を基準として算定した発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 注文請負取引

注文請負取引については、顧客と戸建住宅、賃貸住宅、事業施設等の工事請負契約を締結し当該契約に基づき、建築工事を行う履行義務を負っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積りの方法は、コストに基づくインプット法（工事原価総額に対する発生原価の割合）を使用しております。

なお、進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事契約については、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時点まで、原価回収基準により収益を認識しております。

② 不動産分譲取引

不動産分譲取引については、顧客との不動産売買契約に基づき、自社で開発、又は仕入れた物件（分譲宅地、分譲住宅、分譲マンション、事業施設等）を顧客に引渡しを行う履行義務を負っております。不動産分譲取引については、顧客へ物件を引渡した時点で収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当中間会計期間の費用として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
販売用不動産	884,232千円	753,844千円
建物	20,242 "	19,384 "
土地	10,101 "	10,101 "
計	914,576千円	783,330千円

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
短期借入金	664,450千円	611,200千円
1年内返済予定の長期借入金	17,610 "	27,968 "
長期借入金	168,392 "	195,820 "
計	850,452千円	834,988千円

根抵当権によって担保されている債務については、期末残高又は極度額のいずれか少ない方の金額で記載しております。

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産若しくは流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて記載しております。

2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
有形固定資産	9,873千円	6,534千円
無形固定資産	5,067 "	4,420 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2023年11月 1 日 至 2024年 4 月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	216,500	—	—	216,500
合計	216,500	—	—	216,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当中間会計 期間末	
第1回(2021年)ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	増加株式数 (株)	減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	216,500	—	—	216,500
合計	216,500	—	—	216,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高 (千円)
		当事業 年度期首	増加	減少	当中間会計 期間末	
第1回(2021年)ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年11月 1 日 至 2024年 4 月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30日)
現金及び預金	138,536千円	454,853千円
預入期間が3か月を超える定期預金	－ 〃	－ 〃
現金及び現金同等物	138,536千円	454,853千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（2024年10月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債	200,000	199,433	△566
長期借入金(1年内返済予定を含む)	694,468	685,866	△8,601
合計	894,468	885,299	△9,168

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「完成工事未収入金」、「工事未払金」、「未成工事受入金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2025年4月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債	200,000	197,716	△2,283
長期借入金(1年内返済予定を含む)	713,178	705,187	△7,990
合計	913,178	902,904	△10,273

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「完成工事未収入金」、「工事未払金」、「未成工事受入金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年10月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（2025年4月30日）

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年10月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	199,433	—	199,433
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	685,866	—	685,866
負債計	—	885,299	—	885,299

当中間会計期間（2025年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	197,716	—	197,716
長期借入金（1年内返済予定を含む）	—	705,187	—	705,187
負債計	—	902,904	—	902,904

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債・長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社及び営業所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主に8年から18年で見積り、割引率については0.02%から0.80%を採用し、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2023年11月 1 日 至 2024年10月31日)		当中間会計期間 (自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30日)	
期首残高	16,957	千円	15,462	千円
時の経過による調整額	53	〃	27	〃
資産除去債務の履行による減少額	△1,547	〃	—	〃
期末残高	15,462	千円	15,489	千円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「(セグメント情報等)【セグメント情報】3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針)4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 当中間会計期間及び当中間会計期間以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	27,579	33,457
顧客との契約から生じた債権（中間期末（期末）残高）	33,457	29,922
契約資産（期首残高）	195,060	107,398
契約資産（中間期末（期末）残高）	107,398	146,373
契約負債（期首残高）	218,393	62,826
契約負債（中間期末（期末）残高）	62,826	87,584

契約資産は、工事請負契約において中間会計期間末（事業年度末）時点で履行義務の進捗により収益を認識しているが未請求の代金に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、工事請負契約において顧客から受領した未成工事受入金及び不動産売買契約において、顧客から手付金等として受領した前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、218,393千円であります。

当中間会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、61,826千円であります。

また、契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

顧客との契約はすべて1年以内の契約であり、前事業年度末及び当中間会計期間末における残存履行義務に関する注記は省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス提供先別の事業部を置き、各事業部は取り扱うサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業部を基礎とした、サービス提供先別の事業セグメントから構成されており、「住宅事業」、「不動産事業」、「福祉関連施設事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

住宅事業	セミオーダー住宅や規格住宅の企画、設計・施工、請負事業
不動産事業	不動産の分譲、開発、販売、仲介事業、賃貸管理業
福祉関連施設事業	福祉関連施設の建築および販売

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業損益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前中間会計期間（自 2023年11月 1 日 至 2024年 4 月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間財務 諸表計上 額 (注) 3
	住宅事業	不動産 事業	福祉関連 施設事業	計				
売上高								
一時点で移転される財	571,899	218,486	434,936	1,225,322	11,362	1,236,685	—	1,236,685
一定の期間にわたり移転される財	1,036,507	—	199,674	1,236,182	—	1,236,182	—	1,236,182
顧客との契約から生じる収益	1,608,407	218,486	634,611	2,461,505	11,362	2,472,867	—	2,472,867
その他の収益	1,500	—	11,298	12,798	147	12,945	—	12,945
外部顧客への売上高	1,609,907	218,486	645,909	2,474,303	11,509	2,485,812	—	2,485,812
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,609,907	218,486	645,909	2,474,303	11,509	2,485,812	—	2,485,812
セグメント利益又は損失（△）	22,528	36,664	65,449	124,642	△8,494	116,148	△143,503	△27,354
セグメント資産	1,914,310	341,638	1,183,948	3,439,897	1,465	3,441,362	440,236	3,881,598
その他の項目								
減価償却費	8,570	544	157	9,272	188	9,460	5,622	15,082
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	19,255	—	—	19,255	—	19,255	1,400	20,656

（注） １．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、宿泊事業等が含まれております。

２．調整額の内容は以下のとおりです。

（１）セグメント利益の調整額△143,503千円は各事業セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に管理部門に係る費用であります。

（２）セグメント資産の調整額440,236千円は各事業セグメントに配分していない全社資産であります。

３．セグメント利益又は損失（△）は、中間財務諸表の営業損失と調整を行っております。

４．減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。

５．その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

当中間会計期間（自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間財務 諸表計上 額 (注) 3
	住宅事業	不動産 事業	福祉関連 施設事業	計				
売上高								
一時点で移転され る財	625,554	85,592	528,296	1,239,443	406	1,239,850	—	1,239,850
一定の期間にわたり 移転される財	1,158,651	3,748	2,307	1,164,707	—	1,164,707	—	1,164,707
顧客との契約から 生じる収益	1,784,206	89,340	530,604	2,404,151	406	2,404,558	—	2,404,558
その他の収益	1,200	330	20,516	22,046	—	22,046	—	22,046
外部顧客への売上 高	1,785,406	89,670	551,120	2,426,197	406	2,426,604	—	2,426,604
セグメント間の内 部売上高又は振替 高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,785,406	89,670	551,120	2,426,197	406	2,426,604	—	2,426,604
セグメント利益 又は損失（△）	155,657	△618	81,803	236,842	381	237,223	△150,964	86,259
セグメント資産	1,416,908	454,689	652,227	2,523,826	24	2,523,850	730,456	3,254,307
その他の項目								
減価償却費	5,265	31	129	5,426	—	5,426	5,559	10,986
減損損失	3,986	—	—	3,986	—	3,986	—	3,986
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加額	113	—	—	113	—	113	442	555

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、宿泊事業等が含まれております。
2. 調整額の内容は以下のとおりです。
- (1) セグメント利益の調整額△150,964千円は各事業セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は主に管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額730,456千円は各事業セグメントに配分していない全社資産であります。
3. セグメント利益又は損失（△）は、中間財務諸表の営業利益と調整を行っております。
4. 減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却額が含まれております。
5. その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2023年11月 1 日 至 2024年 4 月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間(自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 2023年11月 1 日 至 2024年 4 月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年11月 1 日 至 2025年 4 月30日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2024年10月31日)	当中間会計期間 (2025年4月30日)
1株当たり純資産額(円)	3,254.26	3,454.76
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	704,547	747,954
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資 産額(千円)	704,547	747,954
普通株式の発行済株式数(株)	216,500	216,500
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられ た中間期末(期末)の普通株式の数(株)	216,500	216,500

	前中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)	当中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)
1株当たり中間純利益(円)	307.18	200.50
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	66,504	43,407
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	66,504	43,407
普通株式の期中平均株式数(株)	216,500	216,500
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (円)	295.33	192.76
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	8,691	8,691
(うち、新株予約権(株))	(8,691)	(8,691)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後1株当たり中間純利益の算定に含めなか った潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年 7 月30日

株式会社アーバンライク
取締役会 御中

監査法人やまぶき
福岡事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 江 口 二 郎
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士 内 海 慎 太 郎

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーバンライクの2024年11月1日から2025年10月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーバンライクの2025年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年11月1日から2025年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び

運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうか

かを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。